

「財務省理財局の情報システムの更改等に係る設計・開発及び移行業務 一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案	理由・質問		
1	調達仕様書	12	1.6	図2 作業スケジュール	-	「脱COBOL開発資産の受入、改修」においては、別途調達される脱COBOL事業者からの資産等の受け渡しに関わるマイルストーンがあると推察します。本業務遂行にあたっての重要なマイルストーンとなるため、作業スケジュール上に、明記していただいた方がよいかと思います。	○	図2作業スケジュール「20財政融資資金電算機処理システムの脱COBOL言語に係るシステム改修業務」に下記を追記します。 変換後資産の仮引き渡し、変換後資産の引き渡し。  1.6. 作業スケジュール本文中に下記を追記します。  図2作業スケジュール「13財務省理財局の情報システムの更改等に係るハードウェア等機器賃貸借」について、ハードウェア等機器一式の納入を本番環境は令和7年6月、バックアップ環境は令和7年9月で検討しているが、今後の調達により変更する可能性がある。  図2作業スケジュール「14財務省理財局の次期情報システムに係る通信回線の提供等業務」について、専用回線の利用開始は令和7年7月を目途に検討しているが、今後の調達により変更する可能性がある。  図2作業スケジュール「20財政融資資金電算機処理システムの脱COBOL言語に係るシステム改修業務」について、変換後資産の仮引き渡し（単体テスト完了版の資産）は令和6年4月中旬頃、変換後資産の引き渡し（結合テスト完了版の資産）は令和7年4月中旬頃を予定しているが、作業の進捗状況により変更する可能性がある。
2	調達仕様書	12	1.6	図2 作業スケジュール 20 財政融資資金電算機処理システムの脱COBOL言語に係るシステム改修業務	-	作業期間が令和8年度5月までになっておりますが、総合テスト期間や移行準備にあたっては、脱COBOL事業者への問合せが発生する可能性があります。脱COBOL事業者が対応可能なように契約期間を見直していただく必要があると考えます。	-	令和8年6月以降についても、脱COBOL事業者が対応できるように検討します。
3	調達仕様書	12	1.6	図2 作業スケジュール 21 財政融資資金電算機処理システムに係るプログラム改修業務（チャットボットサービスに係るクラウドサービス等）	-	作業期間が、令和6年度末で終了となっておりますが、サービスを終了する予定でしょうか。それとも、別調達（例えば、次期ハードウェア調達）に含める想定でしょうか。	-	チャットボットサービスに係るクラウドサービス等については、令和7年度以降も継続予定です。調達方法は検討中です。
4	要件定義書	7	2.1.2	(5) 脱 COBOL 開発資産の受入、改修債権債務管理システムの COBOL プログラムについて、別途調達した脱 COBOL 事業者が、Java プログラムへの変換を実施している。脱 COBOL 事業者の開発作業は、債権債務管理システムの結合テストまでとしており、受託者は脱 COBOL 事業者が開発したプログラム資産を受け入れ、全画面・全帳票の検証を実施した上で、次期システムで動作するように対応すること。受託者は脱 COBOL 事業者が作成した開発テスト環境(次期) ソフトウェア構成一覽も参照すること。なお、受託者が受け入れるプログラム資産は、脱 COBOL 事業者が現新比較テスト等のテストを実施し、その結果を財務省が確認した資産である。脱 COBOL 事業者の変換作業は、令和5年3月に資産凍結しており、以降に運用保守事業者が COBOL プログラムを修正して生じた差分については反映していないため、差分取込が必要となる。また、脱 COBOL 事業者が想定する動作環境から次期システムのシステム基盤が変更になった場合には、その非互換についても対応すること。詳細は、「別紙9 役割分担表」を参照すること。	-	本業務の受託者が実施する「全画面・全帳票の検証」については、あくまで次期システム上で動作するかどうかの確認が目的であり、画面表示や帳票出力の検証のみが検証視点と想定していますが、認識に相違ないでしょうか。  例えば、開発言語変更やアプリケーションの方式変更に伴う数値レベルでの出力結果の現新比較や、帳票に関する桁数や改ページ等を考慮した現新比較も行っていますが、結合テストレベルのテスト内容は、脱COBOL事業者の結合テストで検証されていると理解しています。	-	脱COBOL事業者は、次期システム環境を想定した環境でテストを行う予定ですが、あくまでもテスト環境での実施であることをご理解願います。  脱COBOL開発資産は、脱COBOL事業者が開発言語変更やアプリケーションの方式変更に伴う数値レベルでの出力結果の現新比較や、帳票に関する桁数や改ページ等を考慮した現新比較を行っています。債権債務管理システムのJavaプログラムは令和5年3月時点で資産凍結しているため、それ以降に運用保守事業者が現行COBOLを改修する差分は、必要に応じて本業務受託者が桁数や改ページ等の検証が必要であることをご承知ください。
5	要件定義書	7	2.1.2	(5) 脱 COBOL 開発資産の受入、改修債権債務管理システムの COBOL プログラムについて、別途調達した脱 COBOL 事業者が、Java プログラムへの変換を実施している。脱 COBOL 事業者の開発作業は、債権債務管理システムの結合テストまでとしており、受託者は脱 COBOL 事業者が開発したプログラム資産を受け入れ、全画面・全帳票の検証を実施した上で、次期システムで動作するように対応すること。受託者は脱 COBOL 事業者が作成した開発テスト環境(次期) ソフトウェア構成一覽も参照すること。なお、受託者が受け入れるプログラム資産は、脱 COBOL 事業者が現新比較テスト等のテストを実施し、その結果を財務省が確認した資産である。脱 COBOL 事業者の変換作業は、令和5年3月に資産凍結しており、以降に運用保守事業者が COBOL プログラムを修正して生じた差分については反映していないため、差分取込が必要となる。また、脱 COBOL 事業者が想定する動作環境から次期システムのシステム基盤が変更になった場合には、その非互換についても対応すること。詳細は、「別紙9 役割分担表」を参照すること。	以下のように修正するのはいかがでしょうか。 ----- (修正案) 債権債務管理システムの COBOL プログラムについて、別途調達した脱 COBOL 事業者が、Java プログラムへの変換を実施している。脱 COBOL 事業者の開発作業は、債権債務管理システムの結合テストまでとしている。受託者は脱 COBOL 事業者が開発したプログラム資産の受入確認を行い、不明点があれば財務省に確認すること。また受入後、必要な改修と全画面・全帳票の検証を実施した上で、次期システムで動作するように対応すること。受託者は脱 COBOL 事業者が作成した開発テスト環境(次期) ソフトウェア構成一覽も参照すること。	「受入」とされていますが、受入の作業内容について不明確なため。	○	受入の作業内容について不明確とご意見をふまえ、受入確認と受入後の作業内容は追記し、内容によっては財務省が間に入る必要がない場合もあるため、「不明点があれば財務省に確認すること」という文言は採用しない修正とします。  要件定義書の記載を下記のとおり修正します。  脱 COBOL 事業者の開発作業は、債権債務管理システムの結合テストまでとしており、受託者は脱 COBOL 事業者が開発したプログラム資産の受入確認を行うこと。また、受入後、必要な改修と全画面・全帳票の検証を実施した上で、次期システムで動作するように対応すること。
6	調達仕様書	19	4.1.4	(11) 受託者は、脱COBOL事業者が開発した資産を受け入れ、必要な修正等を実施した後に、総合テストを実施する。脱COBOL事業者が作成した情報を参考に総合テストのテスト実施計画書を作成すること。	-	①各テスト工程の考え方は事業者によって異なります。そのため、入札時点で総合テストのテスト内容を明確にさせていただく必要があります。また、本業務の受託者が受け入れる資産については、貴省の受入が完了したものと理解しています。調達仕様書において、脱COBOL事業者のテスト計画（各テスト工程のテスト観点等）及び貴省の受け入れ基準を開示していただくことは可能でしょうか。  ②本業務の受託者が実施するテスト等において、脱COBOL事業者のテスト観点の不足や貴省の受け入れ基準を満たしていないことが認められた場合は、貴省として、脱COBOL事業者に対して、追加のテストを要請する認識でよいでしょうか。	-	①単体テスト実施計画書については、閲覧が可能ですが、結合テスト実施計画書に関しては、令和6年3月中旬頃に作成予定となっておりますので、閲覧対象に含めることは難しいです。  ②脱COBOL事業者のテスト観点の不足や受入基準の未達を財務省が認めた場合は、脱COBOL事業者に対して追加のテストを要請する認識です。

7	調達仕様書	19	4.1.4	(10) 本業務実施の過程で発見された脱COBOL作業に起因する不具合に関しては、脱COBOL事業者がその不具合の修正を行うが、本業務の受託者は脱COBOL事業者と調整を行う等、協力すること。なお、当該切り分けは本業務の受託者が実施すること。また、脱COBOL事業者による不具合の修正は、本業務のスケジュールに影響を与えないよう考慮するが、優先度や修正内容に応じて、資産の提供時期を都度、財務省を介して調整する。債権債務管理システムにおいて、開発・テストの過程で発見した不具合については、原因究明、不具合修正を迅速に行うため、財務省及び脱COBOL事業者に速やかに報告し、連携して対処すること。なお、データ・帳票等の出力結果の同値性、性能要件等の非機能要件の充足については、脱COBOL事業者が開発環境において検証しているものの、次期本番環境においても性能要件等の検証を改めて行うこと。	-	テスト期間中の切り分けについて、本業務の受託者が主体となることは理解しましたが、脱COBOL事業者環境で同様の動作確認を行うことで最も早期に切り分けが可能になると考えています。障害検知後、脱COBOL事業者にも同様に動作確認を実施していただき、両者の確認結果を踏まえて、原因の切り分けを行うことも可能でしょうか。	-	不具合発生の際は、その内容が他事業者の作業に起因したものである可能性が高いと財務省が判断した場合、速やかに各関係事業者へ原因切り分けの協力要請を行います。
8	調達仕様書	19	4.1.4	(10) 本業務実施の過程で～(中略)～ なお、データ・帳票等の出力結果の同値性、性能要件等の非機能要件の充足については、脱COBOL事業者が開発環境において検証しているものの、次期本番環境においても性能要件等の検証を改めて行うこと。	-	脱COBOL事業者が開発した資産に対して改修を行うため、必要に応じて、本業務の受託者の改修によりデグレードが生じていないか再確認を可能とすることが望ましいと考えます。再現確認を可能とするため、脱COBOL事業者が実施したテストについて、テストシナリオ、テストデータ、テスト結果、テストコードを提供いただくことは可能でしょうか。	-	本業務受託後、脱COBOL事業者が作成、納品した単体テスト実施計画書、単体テスト結果報告書、結合テスト実施計画書、結合テストシナリオ、結合テスト実施報告書、単体/結合テストエビデンスを受託者へ提供することは可能です。
9	調達仕様書	19	4.1.5	(2) 受託者は、脱COBOL事業者の設計・開発の設計書、残存課題等の引継ぎ文書について、引き受けること。引継ぎ文書についての不明点等について、脱COBOL事業者に問合せで確認すること。	以下の内容を追記いただくのはいかがでしょうか。 (修正案) (2) 受託者は、脱COBOL事業者の変換後資産、設計・開発の設計書、発生した課題と対応結果、引継ぎ後に発生しうる課題等の引継ぎ文書について、引き受けること。引継ぎ文書についての不明点等について、脱COBOL事業者に問い合わせで確認すること。 脱COBOL事業者から提供する変換後資産と引継ぎ文書は、令和6年度6月に仮引き渡し、令和7年度4月に最終成果物の引き渡しを行うこととする。	①入札時点で脱COBOL事業者から引き継がれる残存課題を想定することはできない認識です。脱COBOL事業者の設計・開発において、発生した課題は、脱COBOL事業者が解決するものであり、残存課題はない前提で考える必要があります。引き受けるべき課題は、脱COBOL事業者の作業で発生した課題と対応結果、本業務の受託者が作業する上で顕在化する可能性がある課題と推察します。 ②作業計画とスケジュールを精緻化するためには、その前提となる脱COBOL事業者からの資産とドキュメントの受渡時期を明確にする必要があります。 脱COBOL側の開発スケジュール上の調整も必要になることから、調達仕様書に明記したうえで準備していくことが妥当と思われます。	○	仮引き渡し、引き渡しの時期については、項番1のとおりです。  残課題とは次期システム環境(総合テスト)でないと確認できない事象などがある場合を想定しており、脱COBOL事業者の責任範囲(結合テスト完了まで)で対応すべき課題は、本業務受託者への引継ぎ対象とはしません。  調達仕様書の記載を下記のとおり修正します。  (2)受託者は、脱COBOL事業者の結合テスト完了後の資産及びその設計書、発生課題と対応結果、また、総合テスト以降で対応必要となる想定課題等の引継ぎ文書について引き受けること。引継ぎ文書の不明点については脱COBOL事業者に問合せで確認すること。
10	調達仕様書	19	4.1.5	(2) 受託者は、脱COBOL事業者の設計・開発の設計書、残存課題等の引継ぎ文書について、引き受けること。引継ぎ文書についての不明点等について、脱COBOL事業者に問合せで確認すること。	-	引継ぎ文書を確認し、引継ぎ文書の内容に不足があった場合は、脱COBOL事業者に作成するように求めるか、引継ぎ文書以外の中間成果物についても開示を求めることは可能でしょうか。	-	不明点・不足点がある場合は、まずは問合せで確認をお願いします。問合せの内容により、提供できるものは提供します。
11	調達仕様書	43	10.2	(5) 事業者が閲覧できる資料一覧表 (2) 財政融資資金電算機処理システム「脱COBOL改修」の要件確認書、開発テスト環境(次期)ソフトウェア構成一覧等	-	本業務の受託者は、脱COBOL事業者が開発した資産を受け入れて開発する必要があることから、入札時点で脱COBOL事業者の開発内容を可能な限り確認することが望ましいと考えます。閲覧資料として、具体的な資料の一覧を記載いただいた方が望ましいと考えます。	○	脱COBOL改修の閲覧資料一覧に下記を追記します。 設計・開発実施計画書、基本設計書、詳細設計書、単体テスト実施計画書  また、調達仕様書10.2(5)「閲覧に供する資料の例を次に示す。なお、他に必要な資料があれば申し出ること。開示可能であるものは閲覧に付す。」としておりますので、必要な資料があれば閲覧申請をお願いします。
12	要件定義書	10	2.1.4	(3) WEB システム化 (2) 利用者要望への対応 将来的な.NET Frameworkの終息、クラウド移行を見据えて、C/S方式の現行アプリケーションをWebアプリケーションとして再構築(リビルド)する。Webアプリケーションの開発言語は、最適なアプリケーション方式を提案すること。また、Webアプリケーションを稼働する上で必要な実行環境等、システム基盤についても最適な構成を検討し、提案すること。WEBシステム化対象は次のサブシステムを想定する。 ・国債入札システム(うち、ヒアリングシステム、アナライザシステム、日銀データ管理システム) ・交付国債システム(本省機能、財務局機能) ・個人向け国債システム ・国債入札情報配信システム ・借入業務システム なお、WEBシステム化にあたり、業務上不要な機能は対象外とする。	以下のように修正するのはいかがでしょうか。 (修正案) Webシステム化にあたって、画面・帳票は現行と同じレイアウト、操作性を基本とするが、アプリケーションの方式変更に伴い実現が難しい場合は運用上問題とならないような代替案を提案し、財務省と協議の上、対応方針を決定すること。 なお、Webシステム化に当たり、業務上不要な機能は対象外とする。	本項においても、Webアプリケーションとして再構築(リビルド)にあたっての前提を明記していただいた方がよいと考えます。要件定義書(案)全体を確認し、現行システムの方針に準じて開発するものと理解しています。一方で、画面遷移や画面の操作性・レイアウト、帳票レイアウト、他サブシステムとの連携等、アプリケーションの方式変更に伴い、完全一致が困難なことも想定されます。	○	要件定義書の記載を下記のとおり修正します。  将来的な.NET Frameworkの終息、クラウド移行を見据えて、C/S方式の現行アプリケーションをWebアプリケーションとして再構築(リビルド)する。Webアプリケーションの開発言語は、最適なアプリケーション方式を提案すること。画面・帳票は現行と同じレイアウト、操作性を基本とするが、アプリケーションの方式変更に伴い実現が難しい場合は運用上問題とならないような代替案を提案し、財務省と協議の上、対応方針を決定すること。また、Webアプリケーションを稼働する上で必要な実行環境等、システム基盤についても最適な構成を検討し、提案すること。WEBシステム化対象は次のサブシステムを想定する。
13	要件定義書	32	3.3.3	(3) 性能要件 現行システムの業務処理の性能を以下に示す。次期システムにおいても現行システムと比較して同等以上であること。	以下の記載を追記いただくのはいかがでしょうか。 (追記案) Webシステム化対象のシステムは、所管課と協議の上、次期システムの処理時間目標を設定すること。新たに設定する処理時間目標は、利便性を損なわない前提とする。	「Webシステム化」対象のサブシステムは、アプリケーション方式が変更になるため、現行システムと業務処理性能の単純比較ができません。	○	要件定義書に下記を追記します。  なお、Webシステム化対象のシステムは、所管課と協議の上、次期システムの処理時間目標を設定すること。新たに設定する処理時間目標は、利便性を損なわない前提とする。
14	要件定義書	58	3.12.1	(1) 現行資産継続利用の保証 現在運用中の現行システムで動作する、または本調達で改修したアプリケーション資産及びデータ資産を次期システムに移行し、所定の期日までに全システムを完全に稼働させることを実証し、保証すること。ただし、国債関係システムについては、ファイルサーバに格納されているデータは移行対象外とする。	以下のように修正するのはいかがでしょうか。 (修正案) ファイルサーバに格納されているシステム外利用データは移行対象外とする。	国債関係システムについては、システム動作に必要なデータ資産が現行の国債関係ファイルサーバに配備されている認識です。システム動作に必要なデータ資産は移行する必要がある	○	要件定義書を下記のとおり修正します。  ただし、国債関係システムについては、ファイルサーバに格納されているシステム外利用データは移行対象外とする。
15	調達仕様書	12	1.6	図2 作業スケジュール	-	「別紙1 要件定義書(案)」によると、財政融資資金電算機処理システム、国債関係システム、国債債務分析システムは、クライアント製品のバージョンアップに伴う対応について、令和6年度中に現行システムへのリリースが必要と理解しました。作業スケジュール上は、読み取れなかったため、明記していただいた方がよいと思います。	○	1.6.作業スケジュールの本文中に、下記を追記します。  ※「図2 作業スケジュール」の非互換対応のうち、財政融資資金電算機処理システム、国債関係システム、国債債務分析システムについては、クライアント製品のバージョンアップを令和6年度中に実施する。

16	調達仕様書	12	1.6	図2 作業スケジュール 11 その他(調整業務、動作確認等)	-	運用設計について、「別紙9 役割分担表」では、次期システムハードウェア等事業者が作成の主担となっています。資料内で齟齬がある認識のため、確認いただいた方がよいかと思えます。	○	下記のとおり別紙9「役割分担表」を修正します。  運用設計書の作成 主担当：次期システム設計開発事業者 支援：次期システムハードウェア等事業者
17	調達仕様書	18	4.1.4	(4)～(中略)～なお、通信事業者による庁舎間専用線は令和7年度中に利用可能となる見込みである。	以下の記載を追記いただくのはいかでしょうか。(追記案) 庁舎間専用線の利用可能時期は、本業務の受託者が提案するスケジュールに基づき、財務省と協議の上、決定する。	庁舎間専用線の利用が、本業務のテスト等のスケジュールに影響する認識です。次期通信事業者は別途調達される認識ですが、本業務受託者が作成したスケジュールに基づき、庁舎間専用線の利用可能時期も調整いただける認識でよいでしょうか。	-	理財局の次期情報システムに係る通信回線については、本業務受託者が作成したスケジュールを参照の上、調達時期を検討する予定です。
18	調達仕様書	20	4.1.6	(4) 次期システム稼働までに運用保守事業者が改修した現行システムのアプリケーションについて、運用保守事業者から資産を受領し、次期システムのアプリケーションに取り込むこと。制度改正等、リリース時期の調整が困難な対応もありえるため、次期システム稼働直前まで現行システム改修の可能性がある。現行システムの状況に柔軟に対応できるよう、資産凍結のタイミングについては、財務省と協議の上、決定すること。	-	令和8年度の運用保守事業者で予定しているアプリケーション改修の規模について、計画はありますでしょうか。次期システム稼働直前の場合、取り込み後に十分な検証期間が設けられず、稼働時のリスクとなることも考えられます。制度改正等、やむを得ない要件もあると存じますが、極力、取り込み対象の規模は小さくして頂いた方が望ましいと考えます。	-	令和8年度に運用保守事業者が行う改修について、現時点で計画はありませんが、制度改正等のやむを得ない改修を実施することが想定されます。
19	調達仕様書	20	4.1.6	(4) 次期システム稼働までに運用保守事業者が改修した現行システムのアプリケーションについて、運用保守事業者から資産を受領し、次期システムのアプリケーションに取り込むこと。制度改正等、リリース時期の調整が困難な対応もありえるため、次期システム稼働直前まで現行システム改修の可能性がある。現行システムの状況に柔軟に対応できるよう、資産凍結のタイミングについては、財務省と協議の上、決定すること。	以下のように修正するのはいかがでしょうか。(修正案) (4) 次期システム稼働までに運用保守事業者が改修した現行システムのアプリケーションについて、運用保守事業者から財務省を介して資産(設計書、プログラム資産)を受領し、次期システムのアプリケーションに取り込むこと。引き渡す資産は、財務省の受入が完了し、現行システムへのリリースが完了した前提とする。制度改正等、リリース時期の調整が困難な対応もありえるため、次期システム稼働直前まで現行システム改修の可能性がある。現行システムの状況に柔軟に対応できるよう、資産凍結のタイミングについては、財務省と協議の上、決定すること。この資産凍結は、次期システム稼働時点の資産状態の確定を意味する。	① 運用保守事業者から本業務の受託者が直接資産を受け取るように読み取れます。事業者間の受け渡しは、貴省を介して行う認識です。  また、運用保守事業者から受け取る資産の状態について、明記いただいた方が望ましいと考えます。  ② 現行システムから次期システムへの資産受け渡しについて記載されている項であり、「資産凍結のタイミング」については、現行と次期いずれの資産凍結かを明確にすることが望ましいと考えます。	○	調達仕様書を下記のとおり修正します。  (4) 次期システム稼働までに運用保守事業者が改修した現行システムのアプリケーションについて、運用保守事業者から財務省を介して資産を受領し、次期システムのアプリケーションに取り込むこと。制度改正等、リリース時期の調整が困難な対応もありえるため、次期システム稼働直前まで現行システム改修の可能性がある。現行システムの状況に柔軟に対応できるよう、現行システムの資産凍結のタイミングについては、財務省と協議の上、決定すること。
20	調達仕様書	21	4.1.8	(3) 受託者は、財務省職員等に対する研修用資料の作成及び操作研修を実施すること。	以下のように修正するのはいかがでしょうか。(修正案) (3) 受託者は、財務省職員に対する研修用資料の作成及び操作研修を実施すること。	要件定義書(案)「3.12.2. 移行作業」に記載されているとおり、研修用資料の作成及び操作研修の実施は財務省職員を対象に行うものと認識しています。	○	調達仕様書を下記のとおり修正します。  (3) 受託者は、財務省職員に対する研修用資料の作成及び操作研修を実施すること。
21	調達仕様書	30	5.3	(1) 本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受託者の責任において用意すること。また、必要に応じて担当職員が現地確認を実施することができるものとする。	以下の記載を追記いただくのはいかでしょうか。(修正案) なお、本業務を実施する上で、本システムを構成する機器に対して、外部ネットワークへの接続は許可していないため、テスト等は、機器設置場所となる施設内で作業を実施する想定である。千代田区内施設における作業場所は財務省が指定した作業場所を利用すること。	テスト工程以降、機器設置場所での作業が必要になると想定しています。作業スペースは、貴省で確保いただける認識でよろしいでしょうか。	-	千代田区内施設での作業が必要になった場合、財務省と受託者で協議の上、作業場所を決定することを想定しています。
22	調達仕様書	42	10.1	(2) 受託者が本業務期間中に取り込む改修資産について、他事業者による瑕疵があり、本業務の遂行に重大な影響を与えると判断した場合は、速やかに財務省と協議すること。また、状況により他事業者を交え協議すること。	以下のように修正するのはいかがでしょうか。(修正案) (2) 受託者が本業務期間中に取り込む改修資産について、他事業者による瑕疵があり、本業務の遂行に影響を与えると判断した場合は、速やかに財務省と協議すること。また、状況により他事業者を交え協議すること。	先の記載の場合、重大かどうか判断した上で、貴省と協議するように読み取れます。	○	該当箇所は、重大な影響を与えると判断した場合に協議を想定しております。 調達仕様書を下記のとおり修正します。  (2) 受託者が本業務期間中に取り込む改修資産について、他事業者による瑕疵があり、本業務の遂行に重大な影響を与える可能性がある場合は、速やかに財務省と協議すること。なお、財務省が重大な影響を与えると判断した場合は、状況により他事業者を交え協議すること。
23	要件定義書	59	3.12.2	(1)業務移行 ②教育・訓練 (7)職員向けシステムの導入に伴う業務の変更内容、システムの利用方法及びセキュリティ対策等の教育・訓練を実施する。 ● 対象者 ・財務省理財局職員 ● 開催時期 ・受入テスト前に実施 ● 開催場所 ・財務省理財局 ● 研修方式 講師、研修用機器等は必要に応じて受託者にて準備を行うものとする。研修場所等の制約により、ネットワークや情報機器等が利用できない場合についても、座学による研修を実施する。	以下のように修正するのはいかがでしょうか。(修正案) ● 対象者 ・財務省理財局職員 ● 開催時期、回数 ・それぞれのリリースの受入テスト前に実施(最大計2回) ● 開催場所 ・財務省理財局 ● 研修方式 説明会形式を想定。 講師、研修用機器等は必要に応じて受託者にて準備を行うものとする。研修場所等の制約により、ネットワークや情報機器等が利用できない場合についても、座学による研修を実施する。	職員向けの教育・訓練の想定内容(回数、研修方式)を具体的にするため	○	要件定義書を下記のとおり修正します。  (1)業務移行 ②教育・訓練 (7)職員向けシステムの導入に伴う業務の変更内容、システムの利用方法及びセキュリティ対策等の教育・訓練を実施する。 ● 対象者 ・財務省理財局職員 ● 開催時期、回数 ・各リリースの受入テスト前に実施(最大計2回) ● 開催場所 ・財務省理財局 ● 研修方式 説明会形式を想定し、講師、研修用機器等は必要に応じて受託者にて準備を行うものとする。研修場所等の制約により、ネットワークや情報機器等が利用できない場合についても、座学による研修を実施する。
24	要件定義書	59	3.12.2	(2) データ移行 次期システムの利用に必要な～(中略)～ 移行作業の手順及びツールの作成並びに移行作業は、受託者が実施する。運用保守事業者より受領した移行データに改修が必要な場合は、受託者が対応すること。	以下のように修正するのはいかがでしょうか。(修正案) (2) データ移行 次期システムの利用に必要な～(中略)～ 移行作業の手順及びツールの作成並びに移行作業は、受託者が実施する。本業務の開発やシステム基盤の変更によって、運用保守事業者より受領した移行データに改修が必要な場合は、受託者が対応すること。 移行データに想定外の不備があった場合は、対応方針について、財務省と協議する。データ抽出作業に問題があった場合は、運用保守事業者で対応する。	本業務の受託者が実施すべき「移行データの改修」は、本業務の開発やシステム基盤の変更によって、現行システムのデータをそのまま移行できない場合と想定しています。  また、移行対象のデータに想定外のデータ不備があった場合、貴省と対応方針について協議が必要と認識しています。運用保守事業者の抽出作業に問題があった場合は、運用保守事業者に対応いただく認識です。これらの役割分担についても明確にさせていただくことが望ましいと考えます。	○	要件定義書の記載を下記のとおり修正します。  (2) データ移行 (中略)  移行作業の手順及びツールの作成並びに移行作業は、受託者が実施する。本業務の開発やシステム基盤の変更によって、運用保守事業者から財務省を介して受領した移行データに改修が必要な場合は、受託者が対応すること。移行データに想定外の不備があった場合は、対応方針について、財務省と協議する。データ抽出作業に問題があった場合は、運用保守事業者で対応する。移行データの検証方法等については財務省と協議の上決定すること。